

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月9日

支出負担行為担当官
北海道開発局釧路開発建設部長 井上 勝伸

1 工事概要

- (1) 工事名 北海道横断自動車道 釧路市 阿寒東舗装工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道釧路市
- (3) 工事内容 工事延長 L=916.40m
舗装工 N=1式
(舗装工 A=11,510m²、橋面防水工 A=1,733m²)
防護柵工 N=1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び施工計画を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型I型)の試行工事である。
- (9) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。
- (10) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (11) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (12) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (13) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしづ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (14) 総価契約単価合意方式の適用
- ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- イ 本方式の実施方式としては、
- (ア) 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。(イ)において同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)
- (イ) 包括的単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)

- (5) 次に掲げる当該工事での留意事項等(以下「施工計画」という。)が適正であること。
・道路舗装工事における留意事項について
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、落札決定日からおおむね7日以内に当該工事に配置できる技術者であること。
- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
- イ 平成20年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
- なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)。
- (8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。
- ア 北海道開発局発注工事の令和2年度及び令和3年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- また、どちらか単年度の受注実績しかない場合は、実績のある年度の舗装工事成績評定点の平均とする。下記イ・ウ・エ・オ・カについても同じ。
- イ 共同企業体にあっては、北海道開発局発注工事の令和2年度及び令和3年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- ウ 令和2年度及び令和3年度の実績がない者については、平成30年度及び令和元年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- エ 令和2年度及び令和3年度、平成30年度及び令和元年度の実績がない者については、平成28年度及び平成29年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- オ 令和2年度及び令和3年度、平成30年度及び令和元年度、平成28年度及び平成29年度の実績がない者については、平成26年度及び平成27年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- カ 令和2年度及び令和3年度、平成30年度及び令和元年度、平成28年度及び平成29年度、平成26年度及び平成27年度の実績がない者については、平成24年度及び平成25年度の舗装工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- キ 施工実績のない者の舗装工事成績評定点は65点として扱う。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 北海道内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること(共同企業体の場合は、全構成員が有すること。)。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認めない。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (15) 詳細は、入札説明書による。